

# 株式会社本山スポーツ&カルチャー 会員規約

- 1. 名称** 当社は、株式会社本山スポーツ&カルチャーと称し、スイミングスクール・インドアテニススクール及びカルチャーコースを事業内容とします。
- 2. 位置** 当社の各スクールは、神戸市東灘区本山南町3丁目10番21号 株式会社本山スポーツ&カルチャーに置きます。
- 3. 目的** 当社はコーチまたは講師による各種レッスンを通じて会員の技術の習得、基礎体力を作り、スポーツマンシップを養い、または文化教養を身に付けることにより健全な心身の養成を図る事を目的とします。
- 4. 会員規約** 当社の目的に沿った適正な運営のため本会員規約を定め、その効力は当社を利用するすべての会員・ビジターに及ぶものとします。
- 5. 入会手続き** 各スクールに入会される方は入会申込書及び預金口座振替申込書又は自動払込利用申込書に必要な事項を記入し、写真1枚を添えて入会金、会費をお支払い下さい。  
以上の手続きを完了したとき各スクールの会員となります。ただし、健康上の理由等で各スクールが入会不相当と認められた方は入会できない場合があります。暴力団など反社会的勢力に関係する方の入会はできません。
- 6. 指導方法**
  - ①会員は各スクールが定めるコースに分かれてレッスンを受講して下さい。
  - ②コース毎の指導方法は各スクールに定める指導要項等に基づき、コーチ又は講師が決定します。
- 7. 退会又は休会**
  - ①退会又は休会をしようとする人は必ず所定の用紙に必要な事項を記入し、退会又は休会月の**前月18日迄に**（18日が休館日の場合は、それ以前の開館日迄に）フロントにご提出下さい。
  - ②休会は定める休会費を納めていただきます。会員は各スクールの定める入会金、会費および休会費を次のようにお支払い下さい。
- 8. 会費等の支払時期**
  - ①入会金は入会時に現金でお支払い下さい。ただし、スイミングスクール・テニススクール等いずれかに入会している方は、入会金を重複して支払う必要はございません。
  - ②会費及び休会費は毎月27日に翌月分を当社が指定する金融機関における会員の預金口座から自動引落しをします。尚、入会時2ヶ月分の月会費は現金にてお支払い下さい。その後、自動引落しとなります。
- 9. 会費等の不返還** 一旦、納入された入会金、会費および休会費等は一切返還しません。
- 10. 会費等の滞納** 会員が正当な理由なく、会費または休会費の納入を怠ったときは会員資格を停止いたします。
- 11. 施設の利用**
  - ①各会員はコース毎に定める曜日と時間にレッスンが受けられます。ただし、このレッスン日時は事情により変更することがあります。
  - ②会員に眼病、伝染性疾患等が発生した場合はコーチ、講師またはスタッフにお申し出下さい。申し出がない場合でもコーチ、講師またはスタッフの判断により受講をお断りすることがあります。
- 12. 会員資格の喪失** 次の場合、会員資格を喪失します。
  - ①退会を申し出たとき。
  - ②授業料または休会費を無断で2ヶ月以上滞納したとき。
  - ③除名されたとき

13. 除名 会員が当社の名誉を傷つけ秩序を乱し、会員として不適切な言動を行った場合、または反社的であることが判明した場合除名することがあります。
14. 当施設内(駐車場合む)の損害賠償責任 会員もしくはその家族が施設利用中に受けた損害(身体・物)に対して施設管理、指導管理上に過失がない場合については、当社は一切責任賠償の責を負わないものとし、会員もしくは家族はこれに対して一切の異議を申し出ることはできないものとします。
15. 会員の損害賠償責任 会員が施設利用中、自己の責に帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。会員が同伴したビジターについては、会員が連帯して賠償の責に任ずるものとします。
16. 紛争解決 会員同士またはこれらと第三者の間に生じた紛争やトラブルは、当事者間で解決するものとし、当社は一切関与せず責任を負わないものとします。
17. 盗難・紛失 会員各自の持ち物は原則として各自の責任で管理して下さい。当施設内(駐車場合む)での盗難や紛失について、当社は一切関与せず責任を負いません。
18. 個人情報の取り扱い 当社が取得したお客様の個人情報は、当社の事業およびこれに付帯・関連するサービス提供などの業務の遂行に必要な範囲内で利用し、その範囲を逸脱した利用はいたしません。  
また、当社の業務の遂行上必要な範囲内で、事業委託先およびコーチまたは講師にお客様の個人情報を提供することがあります。
19. 規約の発効 ①本規約は、2021年3月1日より適用します。  
②本規約は、必要により改訂することがあり、改訂後は規約の効力はすべての会員に及ぶものとします。  
③本規約の改訂の会員への通知は、効力発生日の前1か月間当社の所定の場所に内容を掲示し、ホームページに掲載することにより行うものとします。
- 付則 改訂2：2021年3月1日  
改訂3：2023年3月1日